

成年後見制度を広く船橋市民に広め、市民後見人の養成の一步とする事業

【支援金確定額：170,094円 支援率：50%】

記入日：平成25年（2013年）5月15日

■どのような活動をしている団体ですか？

成年後見制度と介護保険制度は、両輪であるはずの両制度ですが、成年後見制度の普及は、介護保険制度の普及に遥かに及ばず、後見が必要な人達の権利が脅かされている状況があります。成年後見制度を広く市民に知ってもらい、権利擁護の面からも成年後見制度の活用を推進する。さらに、地域に住み、地域のことよく知っている市民の中から、後見人を養成（市民後見人）、受任を推進することによって、大幅な後見人不足を解消するだけでなく、本当の意味で、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指しています。



市民後見人養成基礎講座

■支援金をどのように活用されましたか？

市民後見人養成基礎講座（船橋）を9月8日（土）、9日（日）、15日（土）、16日（日）の4日間、生活協同組合パルシステム千葉船橋本部・4階会議室で開催しました。

また、より分かりやすい市民後見人養成基礎講座・入門編資料を作成しました。（平成25年度、成年後見制度の市民向け入門講座の出前講座等に対応していきます。）



公開報告会

■事業を実施して、どのような成果がありましたか？

市民後見人養成基礎講座（船橋）も2回行いましたが、1回目は、多くの介護・福祉職の方の受講者が過半数を占めていましたが、今回は、打って変わって一般市民の方の参加が中心で、専門職の方も福祉専門職以外の各分野で仕事をされている方が受講されていました。1・2回の講座で約100名の受講者、70名を超える修了者となりました。講座の案内の配布及び当会の葉の配布等により、まだまだ不十分ではありますが“成年後見制度”の言葉とその一般的な理解のひろまりに、貢献できたかと思えます。

■今後の活動の抱負について

平成25年度も市民後見人養成基礎講座（船橋）を行います。こちらの講座終了時には、講座修了者が100名を超えるかと思えます。このマンパワーを実際の後見受任に向けるべく、さらなるステップアップ講座の開催と、相談事業をすすめます。また、一方で船橋市民により“成年後見制度”の理解を進めていくべく、「成年後見制度の入門編」の開催と、各地域での要望に応えるべく“出前講座”にも対応していきます。

■問い合わせ先：事務局 渡邊 誠志（わたなべ せいじ）

TEL：047-357-2700

E-mail:chiba@shimin-kouken.com